

第 15 号

平成22年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成22年度高知県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算是、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ192,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年2月23日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 歳入歳出予算

歳入		歳出	
款	項	款	項
1 沿岸漁業改善資金 助成事業 収入		1 沿岸漁業改善資金費 助成事業	金額
		192,800	192,800
	1 沿岸漁業改善資金 助成事業 収入		1 沿岸漁業改善資金費 助成事業
		192,800	192,800
歳入合計		192,800	192,800
			192,800

(単位千円)

第 16 号

平成22年度高知県流域下水道事業特別会計予算

平成22年度高知県の流域下水道事業特別会計の予算是、次に定めるとところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,869,121千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成22年2月23日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 歳入歳出予算

歳入		歳出	
款	項	款	項
流域下水道事業 収取		1 流域下水道事業費	金額
1 流域下水道事業 収取	1	1,869,121	1,869,121
歳入合計		1,869,121	1,869,121
		合計	1,869,121

(単位千円)

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方 法
流域下水道事業費	258,000	1 借入方法又は普通貸券発行 2 借入方法 政府資金その他の 当該見直し後の利 率)	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について、 利率の見直しを行つ た後においては、 当該見直し後の利 率)	1 平成23年度から平成52年度までの30箇年以内に おいて、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等 償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる 場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期 限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

第 17 号

平成22年度高知県港湾整備事業特別会計予算

平成22年度高知県の港湾整備事業特別会計の予算是、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ965,336千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成22年2月23日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 岁入歳出予算

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 港湾整備事業収入		1 港湾整備事業費	965,336
1 港湾整備事業収入	965,336	1 港湾整備事業費	965,336
歳 入 合 計		歳 出 合 計	965,336
			965,336

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方 法
港湾整備事業	383,000	1 借入方法 普通貸借又は行 証券発行 2 借入 政府資金その他の 資金	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について、 利率の見直しを行つ た後においては、 当該見直し後の利 率)	1 平成23年度から平成52年度までの30箇年以内に おいて、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等 償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる 場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期 限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

第 18 号

平成22年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算

平成22年度高知県の高等学校等奨学金特別会計の予算是、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ598,997千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、
「第2表 債務負担行為」による。

平成22年2月23日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第1表 岁入歳出予算

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
高等学校等奨学金 受入	598,997	1 高等学校等奨学金 付	598,997
1 貸付事業収入	598,997	1 貸付事業費	598,997
歳 入 合 計	598,997	歳 出 合 計	598,997

(単位千円)

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事項	期間	限度額
高等学 校 等 奨 学 金 貸 付	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで	460,764

平成 22 年度高知県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度高知県電気事業会計の予算は、次に定めるとところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 水力供給電力量 171,629,000キロワット時
- (2) 風力供給電力量 3,759,700キロワット時

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 電気事業収益		入	第1項 営業収益	1,392,118千円
			第2項 業務収益	1,325,278千円
			第3項 外業収益	53,522千円
			第4項 別利益	3,396千円
		出		9,922千円
第1款	電気事業費用	支	第1項 営業費用	1,327,474千円
第1項	業務費用	支	第1項 営業費用	1,253,800千円
第2項	外業費用	支	第2項 営業費用	22,809千円
第3項	別損費用	支	第3項 営業費用	46,865千円
第4項	備失費用	支	第4項 営業費用	1,000千円
第5項	予備費用	支	第5項 営業費用	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額138,761千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,139千円、減債等積立金84,747千円、中小水力発電開発改良積立金43,975千円及び過年度

分損益勘定留保資金7,900千円で補てんするものとする。)。

第1款 第1項 第2項 第3項	資本的収入 貸付金償還受入金 支 出	8,007千円 8,007千円
第1款 第1項 第2項	資本的支出 建設改良費 企業債償還金 予 備	146,768千円 61,021千円 84,747千円 1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
杉田発電所水車発電機オーバーホール及び 圧油装置等取替工事	平成22年4月1日から 平成24年3月31日まで		254,390

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、次のとおりと定める。
営業費用と財務費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 453,479千円
- (2) 交際費 100千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成22年2月23日提出

高知県知事 尾崎正直

第 20 号

平成22年度高知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度高知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるとところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水量

一日平均給水量

27,383立方メートル

年間総給水量

9,994,795立方メートル

56社

(2) 給水先事業所数

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

人

第1款	工業用水道事業収益	175,008千円
第1項	営業収益	168,237千円
第2項	業外収益	5,771千円
第3項	特別利益	1,000千円

第1款 工業用水道事業費用

第1項	工業費用	161,529千円
第2項	営業費用	147,432千円
第3項	業外費用	11,097千円
第4項	特別損失	2,000千円
	備費用	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額34,266千円は、減債等積立金17,467千円、建設改良積立金7,791千円及び過年度分損益勘定留保資金9,008千円で補てんするものとする。)。

第1款	資本的収入	入
第1項	借入金	314,855千円
第2項	支払金	314,854千円
		1千円
第1款	資本的支出	出
第1項	建設改良費	349,121千円
第2項	企業償還金	123,013千円
第3項	借入金償還費	217,100千円
第4項	予備費	8,008千円
		1,000千円

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、次のとおりと定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 48,865千円
- (2) 交際費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成22年2月23日提出

高知県知事 尾崎正直

第 21 号

平成 22 年度高知県病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成22年度高知県病院事業会計の予算是、次に定めるとところによる。
(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 安芸病院事業			
(1) 病床数	94,170床		
(2) 年間患者数			
入院	41,442人		
外来	106,409人		
(3) 一日平均患者数			
入院	114人		
外来	433人		
2 芸陽病院事業			
(1) 病床数	55,845床		
(2) 年間患者数			
入院	42,040人		
外来	16,783人		
(3) 一日平均患者数			
入院	115人		
外来	68人		
3 豊多けんみん病院事業			
(1) 病床数	129,575床		
(2) 年間患者数			
入院	91,362人		

外 来	143,469人
(3) 一日平均患者数	
入 院	250人
外 来	583人
4 主要な建設改良事業	
安芸地域県立病院(仮称) 整備事業	360,267千円
医療器械等整備事業	536,183千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

取 入									
第	1	款	本	医	事	業	外	利	益
第	1	項	医	特	業	別			益
第	2	款	安	芸	病	院	事	業	収 益
第	1	項	医	医	業	業	外	利	益
第	2	項	医	医	業	業	別		益
第	3	項	特	特	別				益
第	3	款	芸	陽	病	院	事	業	収 益
第	1	項	医	医	業	業	外	利	益
第	2	項	医	医	業	業	別		益
第	3	項	特	特	別				益
第	4	款	幡	多	けん	みん	病	院	事 業 収 益
第	1	項	医	業	業	業	外	利	益
第	2	項	医	業	業	業	別		益
第	3	項	特	特	別				益
取 入	合	計							12,252,443千円

支 出						
第 1 款	本 庁	業 別	業 別	業 別	業 別	失 費
第 1 項	医 特	業 別	業 別	業 別	業 別	用 費
第 2 項	予	業 別	業 別	業 別	業 別	損 費
第 3 項	備	業 別	業 別	業 別	業 別	損 費
第 4 項	款	病 院	業 別	業 別	業 別	失 費
141,384千円	140,380千円	3千円	1千円	1,000千円		
3,364,445千円	3,275,184千円	71,850千円	17,411千円			
1,099,073千円	1,077,584千円	18,424千円	3,065千円			
8,690,451千円	8,336,249千円	318,362千円	35,840千円			
13,295,353千円						
					合 計	
						支 出

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第 1 款		資 本		業 入		債 金		金 金		入 収	
第 1 項	項	企	資	入	收	債	金	金	金	入	収
第 1 項	項	企	資	入	收	債	金	金	金	入	収
第 2 項	項	企	資	入	收	債	金	金	金	入	収
第 3 項	項	企	資	入	收	債	金	金	金	入	収
第 4 項	項	企	資	入	收	債	金	金	金	入	収
第 5 項	項	企	資	入	收	債	金	金	金	入	収

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位千円)				
事項	期間	限度	額	
安芸病院検体検査委託料	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで		213,032	
安芸病院事務委託料	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで		200,014	
安芸病院未収金回収等委託料	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで		998	
芸陽病院検体検査委託料	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで		9,942	
芸陽病院事務委託料	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで		4,146	
芸陽病院未収金回収等委託料	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで		230	
幡多けんみん病院医事委託料	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで		880,020	
幡多けんみん病院給食委託料	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで		335,766	
幡多けんみん病院未収金回収等委託料	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで		3,180	
安芸地域県立病院(仮称)整備事業費(医師公舎)	平成22年4月1日から 平成24年3月31日まで		107,648	
安芸地域県立病院(仮称)整備事業費(看護宿舎)	平成22年4月1日から 平成24年3月31日まで		44,029	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 領	起 債 の 方 法	利 率	償 戻 の 方 法
建設事業費	351,300	1 借入方法 普通貸借又 は証券発行	5.0以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、直 しを行つた 後において は、当該見 直し後の利 率)	1 平成23年度から平成52年度までの30箇年以内に おいて、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等 償還等とする。ただし、政資金から借り入れる 場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期 限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
医療器械等整備事業費	519,100	2 借入資 金そ の 他		
計	870,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。
(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、次のとおりと定める。
収益的支出における医業費用、医業外費用相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,785,707千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第10条 高知県病院事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、173,231千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,352,118千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	生理検査情報システム	1式
	C R システム	1式
	体外衝撃波結石破碎装置	1式

平成22年2月23日提出

高知県知事 尾崎正直